

お客さま 各位

総合振込・給与振込サービス 取扱方法の一部変更と「総合振込規定」の改正について

平素は、桑名三重信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、弊庫では、令和2年度下期を目途に、合併後も旧桑名信用金庫のお客さまと旧三重信用金庫のお客さまとで取扱いが一部異なっていた総合振込・給与振込サービスについて、新しいシステムに移行のうえ、統一したサービスを提供させていただき予定です。これに伴い、当該サービスの取扱いを定めた弊庫「総合振込規定」につきましても、以下のとおり改正させていただきこととしましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、新しいシステムにおける取扱いの変更点等につきましては、現在、当該サービスをご利用のお客さまに対して、弊庫より改めてご案内させていただきます。

【総合振込規定の改正内容】 改正日：令和2年7月10日（施行日：令和2年10月1日）

新	旧
<p>《新システムへの移行・統一後》</p> <p>2.（総合振込依頼書の提出期限） 当金庫所定の総合振込依頼書に振込金額等を記入のうえ、振込指定日の5営業日前から前営業日の午前11時まで（ただし、給与の振込は、振込指定日の5営業日前から2営業日前の午前11時まで）にご提出ください。上記期限までにご提出のない場合は、お取扱いできません。</p> <p>3.（振込指定日） 省略 ※変更なし</p> <p>4.（資金決済） 振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下、「振込資金等」といいます。）は、総合振込依頼書のご提出時に指定預金口座にご入金ください。</p> <p>5.（指定預金口座からの引落し） 振込資金等を、契約者があらかじめ指定した預金口座より引き落とす場合には、支払口座の預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出を不要とします。</p> <div data-bbox="209 1626 756 1738" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>規定の全文につきましては、弊庫ホームページをご確認ください。</p> </div>	<p>《旧桑名信用金庫の場合》</p> <p>2.（総合振込依頼書の提出期限） 当金庫所定の総合振込依頼書により、振込金額等記入のうえ振込指定日の3営業日前までにお届けください。上記日までにお届けのない場合は、お取扱いできかねます。</p> <p>3.（振込指定日） 省略 ※変更なし</p> <p>4.（資金決済） 振込資金は、振込指定日の前営業日午後3時まで指定預金口座にご入金ください。</p> <p>5.（指定預金口座からの引落し） 振込指定日に指定金額を指定預金口座より当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または、預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。なお、振込手数料についても同様の方法により処理いたします。 ただし、お取引の状況により総合振込依頼書受付時または、振込指定日の前営業日に指定預金口座より引落しさせていただきます場合がございます。</p> <p>《旧三重信用金庫の場合》</p> <p>2.（総合振込依頼書の提出期限） 当金庫所定の総合振込依頼書により振込金額等記入のうえ振込指定日の前営業日前までにお届けください。上記日までにお届けのない場合は、お取扱いできかねます。</p> <p>3.（振込指定日） 省略 ※変更なし</p> <p>4.（資金決済） 振込資金は、総合振込依頼書のご提出時に指定預金口座にご入金ください。</p> <p>5.（指定預金口座からの引落し） 総合振込依頼書のご提出時に指定金額および振込手数料を当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けたうえで当金庫所定の方法により処理いたします。</p>

ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。